

第 90 号議案

南魚沼市火入れに関する条例の一部改正について

南魚沼市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

南魚沼市長 林 茂 男

南魚沼市火入れに関する条例の一部を改正する条例

南魚沼市火入れに関する条例（平成 16 年南魚沼市条例第 132 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき、」に、「場合」を「とき」に改め、同条第 2 項中「又は強風注意報、異常乾燥注意報」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。